

都道府県シルバー人材センター連合の皆様へ

**高齢者活躍人材確保育成事業に係る
団体保険制度取扱要領**

(2026年度)

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会

取扱代理店 株式会社全福サービス

引受損害保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

高齢者活躍人材確保育成事業に係る団体保険制度取扱要領

第1 保険の概要

1 目的

この保険は、「高齢者活躍人材確保育成事業」に係る就業体験・技能講習（以下「就業体験・技能講習」という。）を対象とした保険について、公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会（以下「全シ協」という。）が一元的に保険制度を実施することにより、「高齢者活躍人材確保育成事業」の受託者である都道府県シルバー人材センター連合（以下「連合本部」という。）の活動を支援するものです。

2 保険の種類

この保険は、以下の保険から成り立っています。

(1) ケガに関する保険（行事参加者の傷害危険担保契約、国内旅行傷害保険）

① 通常就業体験・技能講習

② 受傷リスクの高い就業体験・技能講習（※）

※刃がむき出しとなっている電動機械（刈払機、チェーンソー等）を使用する就業体験・技能講習

(2) 賠償責任に関する保険（施設賠償責任保険）

① 賠償責任保険

・上記（1）（2）は必ずセットで加入

・上記（1）は、「①通常就業体験・技能講習」と「②受傷リスクの高い就業体験・技能講習」の両方を実施する場合は、①と②の両方に加入（「②受傷リスクの高い就業体験・技能講習」を実施しない場合は、①のみに加入）

3 保険契約者

この保険の契約者は、「全シ協」とします。

4 加入金（保険料）負担者

この保険の加入金は、それぞれの連合本部が負担します。

5 保険期間（特約期間※）

※ケガに関する保険は、包括の契約形式をとるため「保険期間」ではなく「特約期間：（包括的に引受を行うことを約定した期間）」と表記します。

(1) ケガに関する保険

① 通常就業体験・技能講習（行事参加者の傷害危険担保契約）：

特約期間の2026年4月1日から2027年3月31日午後12時のうち、
保険期間の初日の午前0時から末日の午後12時まで

② 受傷リスクの高い就業体験・技能講習（国内旅行傷害保険）：

特約期間の2026年4月1日から2027年3月31日午後12時のうち、
保険期間の初日の午前0時から末日の午後12時まで

(2) 賠償責任に関する保険

① 賠償責任保険（施設賠償責任保険）：

2026年4月1日午後4時から2027年4月1日午後4時まで

6 引受損害保険会社

引受損害保険会社は、東京海上日動火災保険株式会社（以下「東京海上日動」という。）とします。

7 取扱代理店

この保険の取扱代理店は、株式会社全福サービス（以下「全福」という。）とします。

第2 ケガに関する保険

1 通常の就業体験・技能講習（行事参加者の傷害危険担保契約）

2025年10月1日以降始期契約より、行事参加者の傷害危険担保契約におきまして、昨今の酷暑やお客様のニーズを踏まえ、熱中症を補償追加とする改定を行いました。改定に伴い、保険料の変更が発生いたしますので、ご確認ください。

(1) 被保険者（保険の対象となる方）

この保険の被保険者は、就業体験・技能講習の参加者全員とします。

(2) 補償内容

補償の内容はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《代理店全福サービス》までご連絡ください。）。

加入申込書に記載の行事*1に参加している間*2の「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*3*4をしたまたは熱中症となった場合に保険金をお支払いします。

*1 興行として行われる行事や宿泊を前提とする行事等は含まれません。

*2 行事に参加している間とは、行事参加のために集合した時から解散するまでで、かつ、責任者の管理下にある期間、および行事に参加するため、連合本部の指定する場所と被保険者の住居との間の通常の経路での往復途上の期間をいいます。（往復途上傷害危険担保特約がセットされています。）

*3 ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

*4 *3にかかわらず、ケガには日射または熱射によって生ずる熱中症を含みます。

保険金のお支払い対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべ

きケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、代理店全福サービスまでご連絡ください。

保険金の種類	保険金額	保険金をお支払いする主な場合
① 死亡保険金	350万円	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</p> <p>▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>※既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。</p>
② 後遺障害保険金	後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合</p> <p>▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。</p> <p>※保険期間を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>
③ 入院保険金日額	1日あたり 3,000円	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合</p> <p>▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。</p> <p>※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。</p>
④ 手術保険金	3,000円 ×所定倍率 10倍（入院中の手術） または 5倍（入院中以外の手術）	<p>治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合</p> <p>▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります。*3</p>

		<p>*1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。</p> <p>*2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限り。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。</p> <p>*3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。</p>
⑤ 通院保険金日額	1日あたり 2,000円	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合</p> <p>▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。</p> <p>※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。</p> <p>*1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。なお、頸椎固定用シーネ、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーターその他着脱が容易なものを含みません。</p>

(3) 保険の対象となる事故

この保険の対象となる事故は、次のとおりです。

- ① 就業体験・技能講習に参加中の事故
- ② 就業体験・技能講習に参加するため、連合本部の指定する場所と被保険者の住居との間の通常の経路での往復途上の事故

(4) 保険金をお支払いしない主な場合

次のケガなどは保険の対象となりません。詳しくは、傷害保険普通保険約款によります。

- ① 保険契約者または被保険者（保険の対象となる方）の故意または重大な過失によって生じたケガ
 - ② 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分）
 - ③ けんかや自殺行為・犯罪行為によるケガ
 - ④ 無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じたケガ
 - ⑤ 脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ
 - ⑥ 妊娠、出産、早産または流産によるケガ
 - ⑦ 外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によるケガ
 - ⑧ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ
 - ⑨ 戦争、内乱、暴動等によるケガ。ただし、テロ行為は除きます。
 - ⑩ 核燃料物質の有害な特性等によるケガ
 - ⑪ 自動車等乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ
 - ⑫ むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの 等
- （注）この保険は傷害保険のため、疾病は対象外です。

2 受傷リスクの高い就業体験・技能講習（国内旅行傷害保険）

2025年10月1日以降始期契約より、国内旅行傷害保険におきまして、昨今の酷暑やお客様のニーズを踏まえ、熱中症の補償追加および、国内旅行傷害保険の収支状況を踏まえ、安定的な補償提供のため、保険料の改定を行います。

(1) 被保険者（保険の対象となる方）

この保険の被保険者は、受傷リスクの高い就業体験・技能講習の参加者全員とします。

(2) 補償内容

ケガを被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガの程度が重大となった場合、引受保険会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

保険金の種類	保険金額	保険金をお支払いする主な場合 お支払いする保険金
① 死亡保険金	350万円	就業体験・技能講習参加中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故によりただちに死亡された場合を含みます。） 死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※既に支払った後遺障害保険金額がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします。

② 後遺障害保険金	後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%	<p>就業体験・技能講習参加中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*1が生じた場合</p> <p>後遺障害*1の程度に応じ、死亡・後遺障害保険金額に4%～100%の割合を乗じた額をお支払いします。</p> <p>※保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>						
③ 入院保険金日額	1日あたり 3,000円	<p>就業体験・技能講習参加中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、入院*3された場合</p> <p>入院保険金日額に入院*3した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。</p> <p>※事故の発生の日からその日を含めて180日（支払対象日数）を経過した後の入院*3に対しては、入院保険金はお支払いできません。</p> <p>※支払対象となる「入院*3した日数」は、180日（支払限度日数）を限度とします。</p> <p>※入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払原因となるケガをされた場合においても、重複しては入院保険金を支払いません。</p>						
④ 手術保険金	3,000円 ×所定倍率 10倍（入院中の手術*4） または 5倍（入院中以外の手術*4）	<p>就業体験・技能講習参加中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、その治療*2を直接の目的として手術*4を受けられた場合</p> <p>入院保険金日額に次の倍率を乗じた額をお支払いします。</p> <table border="1" data-bbox="772 1496 1273 1597"> <tr> <td data-bbox="772 1496 836 1541">①</td> <td data-bbox="836 1496 1166 1541">入院中に受けた手術*4</td> <td data-bbox="1166 1496 1273 1541">10倍</td> </tr> <tr> <td data-bbox="772 1541 836 1597">②</td> <td data-bbox="836 1541 1166 1597">上記以外の手術*4</td> <td data-bbox="1166 1541 1273 1597">5倍</td> </tr> </table> <p>※1事故に基づくケガに対して上記①②の両方の手術*4を受けた場合には、10倍となります。</p> <p>※1事故に基づくケガについて、1回の手術*4に限ります。</p>	①	入院中に受けた手術*4	10倍	②	上記以外の手術*4	5倍
①	入院中に受けた手術*4	10倍						
②	上記以外の手術*4	5倍						
⑤ 通院保険金日額	1日あたり 2,000円	<p>就業体験・技能講習参加中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、通院*6された場合</p> <p>通院保険金日額に通院*6した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。</p>						

		<p>※事故の発生の日からその日を含めて180日（支払対象日数）を経過した後の通院*6に対しては、通院保険金はお支払いできません。</p> <p>※支払対象となる「通院*6した日数」は、90日（支払限度日数）を限度とします。</p> <p>※通院*6しない場合であっても、医師等の治療*2により所定の部位にギプス等*7を常時装着した日数についても、「通院*6した日数」に含みます。</p> <p>※入院保険金が支払われるべき期間中の通院*6に対しては、通院保険金を支払いません。</p> <p>※通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払原因となるケガをされた場合においても、重複しては通院保険金を支払いません。</p>
--	--	--

*1 治療*2の効果が医学上期待できない状態であって、保険の対象となる方の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。

*2 保険の対象となる方以外の医師等が必要であると認め、保険の対象となる方以外の医師等が行う治療をいいます。

*3 自宅等での治療*2が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師等の管理下において治療*2に専念することをいいます。

*4 次のいずれかに該当する診療行為をいいます。

①公的医療保険制度における医科診療報酬点表に、手術料の算定対象として列挙されている手術

※傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

②先進医療*5に該当する所定の手術

*5「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。

*6 病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療*2を受けることをいいます。

ただし、治療*2を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。

*7 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。なお、頸椎固定用シーネ、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーターその他着脱が容易なものを含みません。

●ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、日射または熱射によって生ずる熱中症（以下、「熱中症」といいます。）、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。なお、熱中症を除き、急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください（例えば職業病、テニス肩等）。

(3) 保険の対象となる事故

この保険の対象となる事故は、次のとおりです。

- ② 就業体験・技能講習に参加中の事故
- ③ 就業体験・技能講習に参加するため、連合本部の指定する場所と被保険者（保険の対象となる方）の住居との間の経路での往復途上の事故

(注) 補償期間は、「就業体験・技能講習に参加するため、住居を出発してから住居に帰着するまで」となります。なお、住居とは一戸建て住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

(4) 保険金をお支払いしない主な場合

次の事由により生じた損害は保険の対象となりません。詳しくは、国内旅行傷害保険ご契約のしおりによります。

<死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金>

- ① 契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失によるケガ
- ② 保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ（その方が受け取るべき金額部分）
- ③ けんかや自殺行為・犯罪行為によるケガ
- ④ 無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ
- ⑤ 脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ
- ⑥ 妊娠、出産、早産、流産によるケガ
- ⑦ 外科的手術その他の医療処置（保険金が支払われるケガを治療*2する場合を除きます。）によるケガ
- ⑧ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によるケガ
※「戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるケガは保険金のお支払の対象となります。
- ⑩ 核燃料物質の有害な特性等による事故によるケガ
- ⑪ ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ
- ⑫ 自動車等の乗用具を用いて競技・試運転・競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ
- ⑬ むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの 等

(注) この保険は、「疾病（病気）は対象外」です。

※この保険は、全シ協を保険契約者とし就業体験・技能講習の参加者全員を保険の対象となる方とする行事参加者の傷害危険担保契約及び国内旅行傷害保険包括契約です。保険証券を請求する権利、契約内容変更に関する請求権、解約請求権等は原則として全シ協が有します。

※ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。

第3 賠償責任に関する保険

2026年1月1日以降始期契約より、施設賠償責任保険におきまして、明確化・平仄等の観点で約款の改定を行いました。改定に伴う補償内容および保険料の変更はございません。

1 賠償責任保険（施設賠償責任保険）

（1）被保険者（保険の対象となる方）

この保険の記名被保険者は、次のとおりです。

- ① 連合本部
- ② 就業体験・技能講習の参加者

（2）補償内容（支払限度額）

対人・対物共通 1名・1事故につき1億円限度（自己負担額なし）

（3）保険の対象となる事故

就業体験・技能講習の開催中に、第三者の身体障害または財物損壊について、被保険者が、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。

（参加者がシルバー人材センターの会員（正会員）である場合）

就業体験・技能講習の参加中における事故については、一般的には、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」においては補償の対象外とされています（各シルバー人材センターで加入される賠償責任保険の特別約款をご参照ください。）。

したがって、この場合の事故は、「高齢者活躍人材確保育成事業に係る団体保険制度」に加入いただくことにより補償されます。

※保険期間中に日本国内で発生したものに限りします。

（4）お支払いの対象となる主な保険金の種類

この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して約款の規程に従い、保険金をお支払いします。

① 法律上の損害賠償金	法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
② 争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等 (訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。)
③ 損害防止軽減費用	事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用
④ 緊急措置費用	事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した

	場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
⑤ 協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

(5) 保険金のお支払い方法

保険金のお支払い方法は次のとおりです。

【損害賠償金】

上記①の損害賠償金については、その額に対して、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。ただし、ご加入された支払限度額がお支払いの限度となります。

お支払いする保険金

=

① 法律上の損害賠償金

【各種費用】

上記②～⑤の費用は、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります（支払限度額は、適用されません。）。

ただし、②争訟費用については、「①法律上の損害賠償金 > 支払限度額」となる場合は、次の式に従ってお支払いします。

お支払いする保険金

=

争訟費用

×

支払限度額

① 法律上の損害賠償金

(6) 保険金をお支払いできない主な場合

次の事由により生じた損害は保険の対象となりません。詳しくは、賠償責任保険普通保険約款および、施設所有（管理）者特別約款によります。

- ① 保険契約者、被保険者の故意
- ② 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議および地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ③ 連合本部の職員が業務に従事中に被った身体障害（死亡を含みます。）
- ④ 法律上の損害賠償額を超えて負担した金額部分（時価を超える部分等）
- ⑤ 自動車、原動機付自転車または航空機の所有、使用または管理に起因する賠償責任等

※このご案内書は、施設賠償責任保険およびこれに付帯する特約条項の概要を紹介したものです。施設賠償責任保険に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細につきましては、引受保険会社からご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款および付

帯する特約条項をご確認ください。保険約款等の内容の確認をご希望される場合は、団体までご請求ください。また、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他、ご不明な点がありましたら、ご遠慮なく代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

なお、このご案内書にはご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、加入申込書控とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

第4 加入の手続き

1 加入の申込み

この保険に加入する場合は、「高齢者活躍人材確保育成事業 団体保険加入申込書」（別紙①）に必要事項を記入の上、「全福」あてに送付してください。

〈備付け名簿〉

事故報告の際、全シ協あるいは引受保険会社、代理店より、被保険者の氏名、被保険者数の記載された名簿の提出が求められますので、必ず常時ご提出頂ける状態で備え付けてくださいますようお願いいたします（名簿は出勤簿、勤務管理表等形式は問いません。）。

2 補償の開始日

補償の開始日は、別紙①の補償開始年月日によります。ただし、暫定保険料の納入がない場合には、補償を開始いたしませんので注意してください。

3 異動状況報告書について

この保険は「毎月報告一括精算」の扱いとなりますので、毎月の報告が必要となります。

報告様式につきましては、全福サービスホームページに掲載いたしますので、様式をダウンロードして、所要事項を入力の上、報告の対象となる月の翌月の15日までに、「全福」あて電子メールにより報告してください。

電子メールの送信先：zenpuku-silver@zenpuku.co.jp

【様式のダウンロード方法】

異動状況報告書の様式は、全福サービスホームページに掲載しております。

ホームページアドレス：<https://www.zenpuku.co.jp>

以下の手順でご確認ください。

(ア) 「取扱保険の種類」をクリックしてください。

(イ) 「シルバー人材センター関係団体保険等」をクリックしてください。

(ウ) 新しく表示された画面を下にスクロールしていただくと、各種保険のご案内がございますので、「高齢者活躍人材確保育成事業団体損害保険」をクリックしてください。

(エ) 新しく表示された画面の「参加人数報告」欄に「異動状況報告書（2026年度版）（Excel ファイル）」がございますので、クリックしてダウンロードしてください。

〈通常の講習の場合〉

「高齢者活躍人材確保育成事業 異動状況報告書（通常の就業体験・技能講習用）」

（別紙④）

<受傷リスクの高い講習の場合>

「高齢者活躍人材確保育成事業 異動状況報告書（受傷リスクの高い就業体験・技能講習用）」
(別紙⑤)

4 保険料

(1) 暫定保険料の額

連合本部は、年間の就業体験・技能講習計画に基づき、「年間参加予想延べ人数」を算出し、1人1日あたりの保険料36円（傷害保険料26円+賠償保険料10円=36円）を乗じた額を、暫定保険料として払い込みます。

（注）「受傷リスクの高い講習（チェーンソーを使用する等）」については、1人1日あたりの保険料256円（高リスク傷害保険料246円+賠償保険料10円=256円）で計算してください。

なお、暫定保険料の算出に当たっては、次の〈計算例〉を参考にしてください。

<計算例>

就業体験・技能講習計画に基づく就業体験・講習予定及びその算出方法				
実施月	講習名	実施期間	参加者数 (保険申込人数)	算出方法
7月	介護補助・送迎講習	10日間	20人	10日×20人=200人
8月	介護補助・送迎講習	10日間	20人	10日×20人=200人
	育児サポート講習	20日間	20人	20日×20人=400人
9月	調理補助講習	10日間	20人	10日×20人=200人
	伐採講習(チェーンソー使用)	10日間	20人	10日×20人=200人
11月	介護補助・送迎講習	15日間	20人	15日×20人=300人
12月	接遇マナー講習	1日間	10人	1日×10人=10人
2月	介護補助・送迎講習	10日間	10人	10日×10人=100人
	育児サポート講習	10日間	20人	10日×20人=200人
	調理補助講習	10日間	20人	10日×20人=200人
年間参加予想延べ人数				2,010人

上記の就業体験・技能講習計画の場合、1年間参加予想延べ人数は2,010人となりますので、

- ① 「通常の講習」 暫定保険料=36円×1,810人=65,160円
- ② 「受傷リスクの高い講習」 暫定保険料=256円×200人=51,200円
- ③ 合計暫定保険料(①+②)=116,360円

(2) 暫定保険料の納入

「高齢者活躍人材確保育成事業」の委託契約の成立後に、加入申込書を全福あて送付の上、補償開始年月日前までに、手違いが起こらないよう十分な余裕をもって、「暫定保険料」を納入してください。

通常の就業体験・技能講習の保険と受傷リスクの高い就業体験・技能講習の保険に同時加入する場合は、暫定保険料を合算して納入してください。

(3) 確定保険料の納入

連合本部は、事業年度末に年間の参加延べ人数を確定し、「高齢者活躍人材確保育成事業 異動状況報告書（別紙④⑤）（以下、「異動状況報告書」）」に基づき、「確定保険料」を確定します。この場合において、既に納入済の暫定保険料と比較し、不足のある場合には、その差額を一括納入してください（注）。

（注）不足のある場合の差額の一括納入は、必ず2027年5月7日（金）までに
行ってください。

[確定精算の考え方]

確定精算とは、暫定保険料に対して実績でいくら増減があったかを計算して行うため、
保険期間（特約期間）終了後に行います。したがって、前年度保険料を満期前に返戻する
ことはできません。なお、異動状況報告書における「確定保険料の精算」において、マイ
ナスが生じた場合には、過払分に係る保険料を返戻します。

5 異動報告（確定精算について）

連合本部は、就業体験・技能講習参加者の各月の状況を、「高齢者活躍人材確保育成事業異動状況報告書（別紙④または⑤）」により翌月15日までに、「全福」あて電子メールにより提出してください。なお、2026年度実施の最終の就業体験・技能講習を終了した場合には、
随時、遅くとも2027年4月16日までに「全福」あて提出してください（確定精算による
保険料の追徴又は返戻は2027年5月中に行います。）。

加入申込書送付先・保険料振込先・お問い合わせ先

<加入申込書送付先・お問い合わせ先>

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-4-8

NCO神田須田町5F

株式会社 全福サービス（シルバー人材センター保険係）

電 話 03-3252-2012

FAX 03-3258-8878

<加入金（保険料）の振込先>

別紙記載の振込先

<引受保険会社>

東京海上日動火災保険株式会社

担当 公務第一部公務第二課

電 話 03-3515-4124

第5 事故にかかる保険金の請求

- 1 事故が発生した場合には、遅滞なく「全福」あてFAXまたは文書にて「高齢者活躍人材確保育成事業 団体保険事故報告書」（ケガに関する保険用・賠償責任保険用）（以下「事故報告書」という。）（別紙②・③）を提出してください。傷害の場合は事故報告書・日程表・名簿、賠償の場合は事故報告書・現場写真・見積書が必要です。「事故報告書」に伴い「東京海上日動」より連絡がありますので、その指示に従って保険金の請求手続を行ってください。

（必要に応じて、東京海上日動より損害調査が行われることがありますので、ご注意ください。）

- 2 保険金請求に必要な主な書類は、次のとおりです。実際の請求時には「東京海上日動」の事故対応担当者より具体的な指示がありますので、それに従ってください。

< 傷害保険・国内旅行傷害保険 >

- ・保険金請求書
- ・診断書（死亡の場合死亡診断書または死体検案書）
 - ※入院・通院で保険金請求額が30万円以下の場合は、診断書に替えて保険金請求書「入・通院状況」欄への記入および診察券コピーを提出してください。
- ・その他「東京海上日動」から請求された書類（交通事故証明書、印鑑証明書、死亡の場合戸籍謄本、委任状等）等

< 賠償責任保険 >

- ・保険金請求書
- ・示談書等
- ・診断書、治療費の領収書（人身事故の場合）
- ・修理費の見積書または領収書（物損事故の場合）
- ・その他「東京海上日動」から請求された書類等

- 3 保険金請求の時期

保険金請求については、治療完治後にご請求いただきます。なお、内払につきましては、「東京海上日動」の事故対応担当者までご相談ください。

第6 保険の事務及び事故対応の流れ

保険の事務及び事故対応については、「高齢者活躍人材確保育成事業 団体保険事故対応の流れ」（別紙⑥）を参照してください。

(提出先：全福サービス)

(加入依頼日) 年 月 日

＜ご加入時の確認事項＞
 私と被保険者(*) 全員は、以下の事項について確認・同意のうえ加入を依頼します。*保険の対象となる方をいいます。
 ① 私が契約者である団体の構成員であること
 ② 重要事項説明書の内容
 ③ 重要事項説明書添付の「ご加入（ご契約）内容確認事項」の内容
 ④ 次頁の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容

●引受保険会社の国内旅行傷害保険には「国内旅行傷害保険特約」「戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされています。
 ●保険契約者は、ご加入者からの加入依頼に基づき、加入依頼日を申込日として保険契約を申込みます。なお、保険契約者はご加入者から解約、変更請求の申し出があった場合には必ずこれに応じて必要な対応を行います。

高齢者活躍人材確保育成事業 団体保険加入申込書

連合本部名 (ご加入者名) ☆			
代 表 者 ☆	(印)		
所 在 地	〒	電 話	()
		F A X	()
補 償 期 間 (※特約期間 2026年4月1日から 2027年3月31日)	1. ケガに関する保険 (1) 通常の就業体験・技能講習 (参加する行事：高齢者活躍人材確保育成事業における通常の就業体験・技能講習)： 2026年 月 日午前0時から、2027年3月31日午後12時まで (2) 受傷リスクの高い就業体験・技能講習： 2026年 月 日午前0時から、2027年3月31日午後12時まで 2. 賠償責任に関する保険 (1) 賠償責任保険：2026年 月 日午後4時から2027年4月1日午後4時まで		
★旅行中に従事する職業・職務 (対象となる就業体験・技能講習)	有	内容：高齢者活躍人材確保育成事業における受傷リスクの高い就業体験・技能講習 <small>※この講習の保険に加入する場合は、左記の「有」欄への○印を付してください。</small>	
1日1名当たりの保険料(A)	36円	年間参加予想延べ人数(B) ☆	人
1日1名当たりの保険料(C) (受傷リスクの高い講習)	256円	年間参加予想延べ人数(D) ☆	人
暫定保険料 = (A×B) + (C×D)	円		

★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。これらに事実と異なる記載をした場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

ご加入後に加入申込書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金が削除されること、または、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご加入を解除することもあります。※保険会社の代理店には、告知受領権があります。

告知事項申告書★ 質問の回答が「はい」の場合は、「はい」に○をつけてください。	
	他の保険契約等※がありますか？ 「はい」の場合は下記に詳細をご記入ください。
保険等の種類	会社名
満期日	保険金額・支払限度額

※「他の保険契約等」とは、この保険契約以外にご契約されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことをいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、引受保険会社にて保険のお引き受けができない場合があります。

<個人情報に関するご案内>

保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ① 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ② 契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③ 東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④ 再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤ 質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥ 更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp) をご参照ください。

<加入申込書送付先>

株式会社 全福サービス

〒101-0041

東京都千代田区神田須田町1-4-8 NCO神田須田町 5階

電話 03-3252-2012

FAX 03-3258-8878

25T-0000 2025年11月作成

年 月 日

株式会社 全福サービス 行

(FAX : 03-3258-8878)

高齢者活躍人材確保育成事業 団体保険事故報告書 (ケガに関する保険用)

報告者 (被保険者またはその相続人代表者)

住 所

氏 名 (印)

電 話 ()

以下のとおり事故報告します (報告者は太線枠内のみ記入してください。)

被保険者の氏名 住所 生年月日	
事故の原因及び状況	(事故日時) 年 月 日 午前・午後 時 分頃 (事故場所) (事故発生状況)
入・通院状況	入院 日・通院 日の治療見込み・退院
傷害の部位及び状態	
診断を受けた病院等の名称・所在地等	(名 称) (所在地) 電 話 ()

上記の事故は、下記の間¹に生じた事故であることを認定します。なお、保険金請求書は¹ 報告者 ² 当連合本部 に送付願います。

1	高齢者活躍人材確保育成事業に係る就業体験・講習に参加中
2	高齢者活躍人材確保育成事業に係る講習会場等と被保険者の住所との間の通常経路往復中

(該当番号に○を付けて下さい)

年 月 日

所 在 地

連合本部名

代表者氏名

(印)

年 月 日

株式会社 全福サービス 行
 (FAX : 03-3258-8878)

高齢者活躍人材確保育成事業 団体保険事故報告書 (賠償責任保険用)

以下のとおり事故報告します。

通 知 日 時 刻	年 月 日 午前・午後 時 分		責任者職・氏名 印			
連 合 本 部	名 称					
	所在地 〒					
	電 話 ()					
事 故 の 発 生	年 月 日 時 刻	年 月 日 午前・午後 時 分頃		加 害 者 氏 名		
	場 所					
事 故 の 概 要						
相 手 方	氏 名		年 齡	歳	性 別	男・女
	住 所	〒		入・通院の別		入院 ・ 通院
	電 話 ()					

高齢者活躍人材確保育成事業
異動状況報告書【通常の就業体験・技能講習用】

連合本部名：_____

以下のとおり異動状況を報告します。

状況報告対象年月	参加実績	
2026年 4月		人日
2026年 5月		人日
2026年 6月		人日
2026年 7月		人日
2026年 8月		人日
2026年 9月		人日
2026年10月		人日
2026年11月		人日
2026年12月		人日
2027年 1月		人日
2027年 2月		人日
2027年 3月		人日
合計		人日

(異動状況報告に当たっての留意事項)

1 毎月の異動状況報告

異動状況報告対象年月における「参加実績」を入力の上、報告対象となる各月の翌月の15日までに、下記の株式会社全福サービスあてに電子メールにより報告してください。

2 確定保険料の精算に係る異動状況報告

取扱要領第4の5（異動報告（確定精算について））に基づき、所定の期日までに、必ず電子メールにより報告してください。

(異動状況報告書送信先)

電子メールの送信先：zenpuku-silver@zenpuku.co.jp

株式会社 全福サービス

(異動状況報告に当たっての留意事項)

1 毎月の異動状況報告

当月中の講習参加者氏名及び講習日を記入の上、報告対象となる各月の翌月の15日までに、下記の株式会社全福サービスあてに電子メールにより報告してください。

2 同一人物が、当月中に複数回の講習に参加する場合

例) 山田 A 男様が、6月1日と6月15日の2回の講習に参加した場合

講習参加者氏名	講習期間	人日計
山田 A 男	令和〇年6月1日～令和 年 月 日	1人日間
山田 A 男	令和〇年6月15日～令和 年 月 日	1人日間

例) 佐藤 B 雄様が、6月1日から2日間の連続した日の講習に参加した場合

講習参加者氏名	講習期間	人日計
佐藤 B 雄	令和〇年6月1日～令和〇年6月2日	2人日間

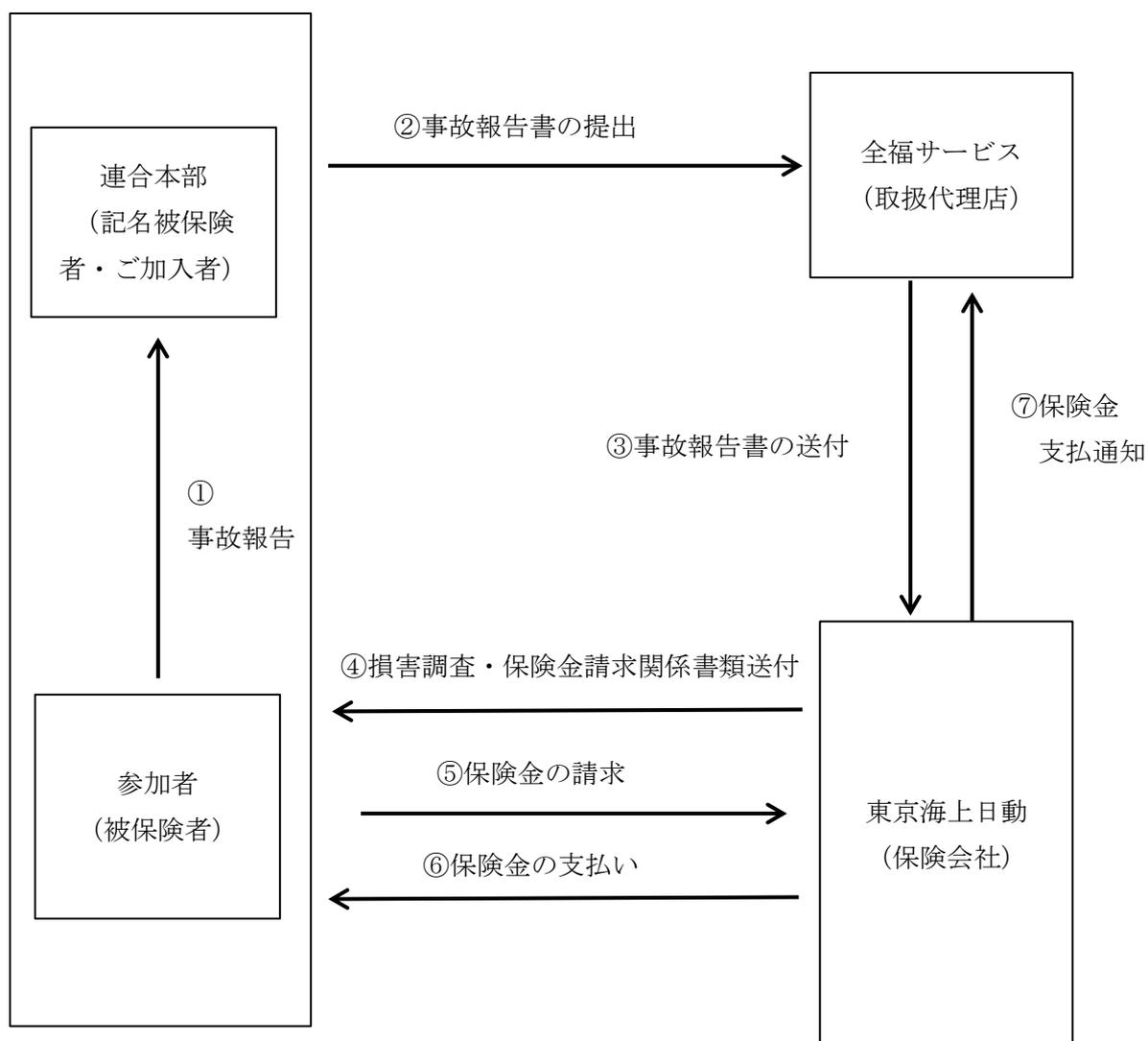
3 確定保険料の精算に係る異動状況報告

取扱要領第4の5(異動報告(確定精算について))に基づき、所定の期日までに、必ず電子メールにより報告してください。

(異動状況報告書送信先)

電子メールの送信先: zenpuku-silver@zenpuku.co.jp
株式会社 全福サービス

高齢者活躍人材確保育成事業 団体保険事故対応の流れ



- ・施設賠償責任保険 重要事項説明書
- ・重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕
行事参加者の傷害危険担保契約にご加入いただく皆様へ
- ・ご加入内容確認事項（意向確認事項）
- ・サービスのご案内
- ・国内旅行傷害保険 重要事項説明書は、
右記二次元コードより読み取りの上ご確認ください。
または、全福サービスのホームページ



（URL：<https://www.zenpuku.co.jp/silver02.html#main>）に掲載の重要事項説明書等にてご確認ください。